

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-11）

2. 日時

令和3年1月19日（金）13時20分～14時50分

3. 場所

原子力規制庁 8階北会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永取締役執行役員、他12名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：6次申請第1回補正に対するコメントの対応状況

資料2：添付（#2806, #2813, #2820）

資料3：6次申請第1回補正と12月25日面談コメント反映案の比較（速報版）

資料4：NRA 殿からのコメントに対する対応状況（6次申請）

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁アリタです。ただいまより三菱原子燃料の第6次設工認に係る面談を始めます。本日の面談では、
0:00:15	令和2年8月3日に申請があり、令和3年1月8日に第2回補正がありました。
0:00:23	三菱原子燃料の第6次設工認についての事実確認を行いますので、内容としましては、前回今年の12月25日にあった事実確認の回答を本日の配付資料としてもらってますので、
0:00:39	それを踏まえての追加の事実確認を加えて、
0:00:43	1月8日にもらいました。第6次設工認の第2回補正、これに関する全般についての事実確認。
0:00:54	あと、
0:00:57	これまでの面談で指摘した内容と、その第2回補正申請への反映状況を整理した資料もらってますのでそれを踏まえての事実括弧2以上の4、
0:01:10	以上について事実確認を行いたいと思います。
0:01:21	はい。こちらから事実確認に移りたいと思います。
0:01:26	はい、原子力規制庁ナガイです。まず最初に申請書事実確認というよりは、今回1月8日付の補正の考え方とかですね全体の整理について大分整理はされてわかりやすくなってきたんですが、
0:01:44	一部皆さんの意図がわからない部分もあるんでそういうのを含めて、14点ほど、最初に伝えさせていただきます。
0:01:52	まず一つ目なんですが、
0:01:56	とですね第2回の補正の構成とか記載の考え方ですね、事業許可の安全機能一覧に記載しています安全機能番号ですね、これを使用表に書いていただいているんですけども、
0:02:12	これが2ヶ所に分散してたりしております。いるものもありますので、一つの仕様表にまとめて記載するようにしてください。
0:02:23	それから使用表に記載したこの設計番号がですね、建物構築物と設備機器が混在しているものもありますんでこのような場合、建物側と設備側の設計と取り合いを明確にしてください。建物構築物が、
0:02:42	設備機器の設計仕様の一部を構成するようなピット等の場合ですね、建物と設備全体を俯瞰して、臨界防止であるとかああ地盤耐震閉じ込め溢水損傷の防止等の
0:02:57	安全機能が維持される設計となっていることを再確認してください。これが明確な場合は、補正申請で明確にするようにしてください。

0:03:08	それから争点についてはですね、一部
0:03:14	次回以降申請、これはピット等ですね、次回以降申請予定の安全機能が含まれるものもありますので、その辺のはですね、設計の取り合いと同時に申請の分割申請の取り合いもわかるようにしてください。
0:03:32	三つ目なんですけど、これは確認になるんですけど、申請書の 4295 ページの表 5 - 1 のですね、
0:03:44	それから表 5 - 1、これは 4578 ページ、表 5 - 2、これは 4581 ページですね。
0:03:53	で、第 5 次設工認申請までに認可を受けて、次回以降申請するとしていた安全機能について令和 4 年 4 月のですね、技術基準の改正とか設定というか改正エアですね。
0:04:08	詳細設計の進捗に伴いまして第 6 次設工認申請で既認可の設計番号を変更しているもの、または旧の技術基準の設計版を継続して、使用している設計がありますので、
0:04:25	その場合の記載の考え方を説明してくださいいくつかもしばらつきがあるようであれば、考え方に沿ってですね、内記載があれば、
0:04:37	お互いの理解とかですね、そういう内生じないよう、必要に応じて補正をするようにしてください。
0:04:44	四つ目です。設計番号の記載の考え方が不明な場合です。これ申請書 4580。
0:04:54	2 ページの閉じ込めですね、これ 1 例ですけど今の 10.1 の説 15 から 10.1 の設 19 番ですね、第 6 次申請に記載がありませんけれども、これはこの申請書の
0:05:11	対象外多い一等しているのかという、ちょっと疑問が生じています。それから 4584 ページの例でいきますと第 5 次設工認で次回以降申請するとしていた警報インターロックの
0:05:26	機能性能に係る設計についても、どのように申請しているのか、わかるようにしてください。
0:05:34	それから六つ目ですね。
0:05:38	になります。これは第 6 次設工認の 204 ページの液位の貯槽とかそれから 206 ページで調液貯槽の仕様表がありますけれども、この中の設計番号の 10.1 の設用について、
0:05:56	5900 申請書の 5938 ページの設計番号の 10.1 設 4 では排気は局所排気系に接続し、閉止弁を設置するとしていますんで。
0:06:12	この弁はですね、BDBA 事象を想定して、HF と拡散緩和を目的として設置していると説明しておるんですけども、の設計の考え方をですね。
0:06:27	許可の、

0:06:30	であるとか、事故シナリオ等も踏まえて、どのように運用するのかっていうこと、それから、
0:06:45	この弁のですね、持っているように設計基準としての安全機能と、それからそれを超える安全機能としてまた閉じ込めの観点等いろいろあると思いますけれども、合わせて確認するように確認して説明してください。
0:07:02	七つ目になりますんで 3574 ページの気体廃棄設備の(1)で転換加工施設の局所排気系統の(1)ですの運転時とそれから設計基準事故時それから B D B A 時に、
0:07:21	設置からどのようなガスが排出されて
0:07:25	当該廃棄系統でどのように処理して排気する設計であるのかを説明してください。
0:07:32	それから、全般の 8 個目になりますが、1388 ページの表へ設 - 60 について核燃料物質の貯蔵施設の使用表、これはの次回以降申請日程適合を
0:07:49	確認する範囲の表なんですけれども、これは次回以降の申請時に刈り取りが容易になるように、認可を受けようとする、その使用表ごとに作成して管理するようにしてください。幾つかの
0:08:05	設備を一つにしてるとですね、あと、次にまた先送りするようなものがあったりするとどこが刈りとられてるのかっていうのがわかるような形で管理するようにお願いします。
0:08:19	それから全般の確認の 9 番目になります。事業許可との相違点のリストが 4408 ページから記載。
0:08:31	されておりますけれども、これで中の 4413 ページの火災等による損傷防止で排気ダクトの構成のエアフィルタ通過前に、
0:08:44	非管理区域を通過する、すべての排気ダクトを管理区域内を通過するよう、ルート変更をするということを説明しているものと理解してよろしいでしょうかという確認です。
0:09:01	非管理区域、これは非管理区域を通過する間排気ダクトはもう本申請でといいますか、御社の加工施設としては、なくなるということで、
0:09:16	理解してよろしいかという確認です。
0:09:20	それから、これちょっと、
0:09:24	補足しますと、
0:09:25	これは
0:09:28	非管理区域を通過する場合にはですね、火災対策として、ええと。
0:09:35	防火シートを巻くとかですね、許可でございまして、そうすると、いろいろ耐震の設計であるとか、関連する設計に

0:09:47	跳ねてくる部分がございますので、そういう観点で確認でございます。
0:09:53	10.10 個目ですが、家再現の近くに設置する■■■■■■これも同じ相違点リストですけれども、
0:10:06	許可からの相違点のリストですが、火災減の近くに設置する■■■■■■の だくとですね、これすべてのダクトを不燃性材料を用いる設計と
0:10:22	するように変更しているのかという確認です。5577 ページで説明しているダクト以外で火災源近くの■■■■■■ダクトを
0:10:36	耐火シートで被覆、
0:10:38	する設計があるのかという確認でございます。
0:10:43	今ちょっとその直前の点とこれは同じ
0:10:47	確認になります。
0:10:49	それから 11 番目になりますが、関連する使用表の設計番号 11.3 節 11、
0:10:57	で、これは濃集票の中に難燃性ダクトは不燃性のダクトに変更するという記載 がありますけれども、この使用表の変更内容欄に記載。
0:11:12	変更内容なんですねこれ改造工事によって不燃性材料を用いる設計とする という趣旨で記載していると理解してよろしいでしょうかというこれは確認です。 この場合ですね、系統図とか図面等で不燃性材料に
0:11:30	変更する範囲、いわゆる工事の範囲がどこかわかるような形で明示するよう にしてください。
0:11:38	これは
0:11:39	同じか再現近くの■■■■■■ダクトで、
0:11:44	耐火シートを被覆する設計がある場合は、耐震設計等の安全機能の評価に反 映しているかということでもっと先ほど説明しましたが、重複してですが、そ の反映状況を確認してください。
0:12:00	13 番目になりますが、火災による損傷の防止等に関して、火災区域外への影 響を評価の結果です。これは、
0:12:12	本申請欄にはですね、原料貯蔵所とそれから第 3 核燃料倉庫の火災区域に ついて、許可から事業許可からの変更点が、
0:12:26	あるのかないかというのがこれも確認ですけれども、事業許可からの変更点 があればですね、変更内容を具体的に説明してください。
0:12:37	14 番目になりますけれども、第 2 回補正における添付図面においてですね、 図八製の配と図八製の盤というシリーズがあるんですけれども、これが添付さ れて、
0:12:54	おりませんので、細動全体の体裁を確認するようにしてください。

0:13:02	ちょっと全般といつも具体例を交えて、14 点ほどお伝えしましたけれども、以上の点については、
0:13:13	後日ですね、文書で回答するようにしてください。何か不明な点がありましたらここまですべて確認をお願いします。
0:13:25	三菱原子燃料テラヤマでございます。御指摘配拝承しました。後日書面で回答予定にいたします。
0:13:51	はい。規制庁アリタですと私のほうから 3 点指摘をございまして、
0:13:59	それを踏まえてちょっとこれは後日書面で回答いただければ構いません。
0:14:05	一つ目。
0:14:07	1696 ページの仕様表なのですが、これ。
0:14:13	これも単純な誤記だと思うんですけど「その他事業許可で求める仕様」欄と「添付図」欄の記載が入れ替わってるので修正してください。
0:14:22	次、
0:14:24	62 ページ。
0:14:28	からの節項二名表とかの表とあと 1688 ページ以降にある吸気ファンとかの仕様表でこれ見ると設工認名称程度仕様表のタイトルが必ずしも一致してなくて、
0:14:45	設工認名称をウチダてるわけよこれ、どこからやってきた一覧表なのかっていうのをおじそう説明をお願い書面で説明をお願いします。
0:14:56	最後三つ目、75 ページにある、これも設工認名称なのですが、
0:15:04	設工認名称の「地下集水槽」はその中に許可番号 716 本地下ピットっていうのがあるんですが、
0:15:15	これ、
0:15:17	下の段を見ると。これ地下集水槽地下ピットっていうのが成功に名称がってこれ何か記載が重複しているようにメールのちょっとこれも整理し説明するのをお願いします。
0:15:29	私は以上です。
0:15:42	三菱原子燃料のテラヤマです、ただいまの御指摘の一つの会社いたしました。後日書面で回答いたします。
0:15:55	規制庁の吉村です。ちょっと続けて設備関係の地盤について、確認させていただきます。
0:16:06	一応チェックの段階 3 点ぐらい用意してましたが、その後確認できたものがありますので、これから申し上げます 2 点について確認いただき、これも後日書面で回答いただければと思います。

0:16:21	1点目はですね、だめに核燃料倉庫のするスクラップ貯蔵だな。今回1と2が申請されてますが、これの支持地盤であるとコンクリートにつきましては、
0:16:38	4時申請の段階で当評価がなされてます。その段階で評価された、ちょっと戻りますが内容についてスクラップと安全側の評価がなされているのか説明をお願いしたいと思います。
0:16:54	これが1点目です。
0:16:56	それから2点目なんですが、これは今回いただてる。
0:17:01	補正の中でですね1328ページなんになんですが、
0:17:08	シリンダ貯蔵ピットに関する設計要件として5.1、節1に原料貯蔵ピットはという説明がありますがこれはシリンダ貯蔵ピットの誤記だと思われるので、
0:17:23	確認の上、適切な修正をお願いしたいと思います。以上2点です。
0:17:34	三菱原子燃料等ありまして、ご指摘の点別途書面で回答いたします。
0:17:52	引き続きまして
0:17:55	建物関係の地盤するか対しんですね。
0:18:01	島地盤関係についてお伝えします。
0:18:05	で、申請書のですね。
0:18:09	A4セットに大きく2点です。内容は幾つかに跨りますけれども、まず1点目ですが、4532ページの支持力の評価が記載されてますけどその結果はですね。
0:18:25	各建物の計算書の各構造部材の最大検定比一覧内の杭や基礎が該当するののかというのがちょっと不明になってますので説明をお願いします。
0:18:40	4999ページ。
0:18:44	の第2廃棄物処理場の南北の渡り廊下の支持力の検討結果が記載されているかどうか確認をしてください。
0:18:55	それから、5000飛んで73ページのですね。建2-X.2-1表
0:19:08	で1階床の評価対象となっているのは、4建屋、
0:19:15	となっていますけれども、廃棄物貯蔵設備工が設置されている。第3廃棄物倉庫の記載結果が記載されておりませんので、内ということです。それから
0:19:30	5073ページの建物1階床のですね支持性能の検討において、原料貯蔵場の結果は、シリンダ貯蔵ピットも含めて、最も厳しい結果を記載しているのか。
0:19:47	不明ですので、明確にしてくださいということです。以上の建物の地盤関係で、
0:19:55	まず1点目大きく
0:19:58	くるといった面になります。それから2点目ですけれども、地下収集する地下集水槽ピットですね、に関してです。これは1617ページの
0:20:11	構造スラブ等、それからそうでないものとの違いを説明してください。
0:20:18	地盤関係は、今建物地盤関係以上になります。

0:20:25	後日書面です、該当するようにしてください。
0:20:31	はい。
0:20:32	三菱原子燃料のナカジマです。後日書面で回答させていただければ。
0:20:54	規制庁の吉村です。機械設備機器の耐震関係に関して、
0:21:01	数点ですね確認させていただきたいと思います。
0:21:07	最初ですね最初は4点ほどあるんですが、これは最初、
0:21:16	波及的破損。
0:21:19	に関する影響評価に関する確認事項を4点ほど。
0:21:26	申し上げたいと思います。
0:21:29	まずですね今回
0:21:33	資料としては、耐震設計設備の耐震設計の基本方針書に記載されて、に関連する内容ですが、
0:21:43	今回を波及的影響評価に関する監視対象機器
0:21:55	リスクは二、三十あると思いますが、リストアップしていただきました。これは
0:22:00	よくチェックしていただいていると思いますので
0:22:04	安全側に設備的には、
0:22:08	摘出されてると思います。評価内容についてちょっと確認したい点がありますが、まずですね
0:22:17	今回する基本方針書の中に
0:22:24	ページでいいと5685ページから
0:22:29	耐震計算の評価結果の一覧表ですね、これをつけていただけてますが、
0:22:35	これで一応対象波及的影響対象機器について確認
0:22:41	させてもらいましたが、まず第1点目としてここに書かれている結果は、例えば第2類であれば2類の加速度そのままの状態になってますのでおそらく
0:22:53	波及的影響評価の結果は、
0:22:56	考慮した結果ではないと思いますので、
0:23:00	これおそらく設計基準に基づく深度に基づく評価になってますので、もしそうであればその旨がわかるように記載、
0:23:12	添付し、基本方針書の該当する表のところに、
0:23:17	記載しておいていただければと思います。
0:23:21	で、これがそそうであるということを前提にして
0:23:27	3点ほど確認させていただきます。
0:23:30	一応これ確認私のほうでしましたが、例えば1例ですが、
0:23:37	スクラップ仮焼炉というのが、
0:23:41	ページで言いますと、



0:23:46	5687 ページの中段ぐらいですね、スクラップ仮焼炉
0:23:54	がありますが、これは波及的影響評価は 0.6G の第 2 類で検定比が ■■■ になってます。
0:24:10	設計加速度は多分、
0:24:14	50% 以上上がりますので、
0:24:16	検定比 ■■■ だとおそらく同じ許容限界を取ってれば
0:24:23	成立しないことになりますので、これは当然波及的影響で、
0:24:28	許容限界の考え方等は違う考え方をとってると思いますので、そうであれば、そういうことを
0:24:37	それについて説明をしていただきたいと思います。併せて通常的设计基準と違う考え方をとっているのであれば、
0:24:46	基本方針書のほうに、
0:24:49	その基本的な考え方について記載をお願いしたいと思います。
0:24:54	それから同じこのスクラップ箇所のところで、
0:25:00	これは補正前の資料で私がチェックして今回、
0:25:07	数字が変わっているものがちょっとあったので、なぜ変えたのかそれについてご説明いただきたいと思いますこれはスクラップ
0:25:15	仮称炉の据付けボルトの
0:25:19	検定比が前回 ■■ から ■■ ぐらいあったのが ■■ ぐらいに下がってます。
0:25:25	これな。これは
0:25:30	これは各書かれてないんでよく見ないとわからないんですが、まず変更点は必ず分かるようにしていただくのは基本お願いしたいと思いますが、なぜこれ数字を変えたのか。
0:25:41	それについて、これは、この基本的な考え方とこれ変えた理由については今ちょっと御説明いただければと思います。
0:25:49	ちょっとコメントだけ先に申し上げときますと、
0:25:53	あとは同じように検定比が厳しいところは、例えばページ 5689 ページのペレット配列機
0:26:04	の 3 っていうのがあります。これも検定比現在 ■■■ なので、許容限界を変えないとこれはもう満足できないはずなので、
0:26:13	この辺についても説明をお願いします。同様に
0:26:17	5690 ページにあります単線周囲周溶接機
0:26:23	装置、これも検定比は ■■ 前後ですので、
0:26:27	これエラーについてもどうどのようにしてクリアできたのか説明をお願いしたいと思います。

0:26:36	ちょっと神戸一旦切りますがまず最初は当波及的影響評価に関して、
0:26:43	基本的な考え方とそれから据付ボルト等、
0:26:47	の数字が変わっている件について、この場でちょっと御説明いただければと思います。
0:26:53	すみません規制庁タナベちょっとコア割り込みますが、多分性格付けボルトの検定比がちょっとマスキングふうになると思いますのでちょっとその数字は具体的にはないようお願いいたします。
0:27:10	はい。
0:27:12	はい。が三菱原子燃料のウチダでは今の質問列目。トーマツにて回答させていただきます基本方針なんですけども、家庭的運んですねに対する設備のパックに方法なんですけども。
0:27:28	ドーム部ファン類から履歴。
0:27:30	例年の場合は当然地震力ありますので、■ かられ東亜等合併後何か一律の設備についてはトレードオフから 1 になると。
0:27:44	その場合にイワマで ■ 倍になります。
0:27:49	で、検定比 ■ 倍をかけると ■ からごめんなさい、うち、
0:27:57	この件ページですね。うん検定比が 1 を超えてしまうことになります。一応、
0:28:05	テシマば閉と引張強さですねそちらの比率を考えますと、トップ 5 増えた部分んからですねまた割り戻しをしまして、その結果、1 という形になります。
0:28:21	耐力から引っ張り調査に渠限界を変更しております。ですので、ネットマ部材としては持ったようになります。まず人別途基本的な考え方ですね、こちらになります。次に鍋への
0:28:39	結果ノやっぱについてなんですけれども、弁閉のコメントで船も受けまして、はっきり葉っぱの確認を実施させていただきましたではさっき言った波及的破損の確認を実施した結果ですね、満足しなかった設備はありまして、
0:28:58	この点については、また設計を変更していただきまして、検定比を落としております。不納結果的にはその検定比落とした状態でまた波及的破損の確認をした結果、満足するようになりまして、
0:29:17	そういう設備がありますんで、はっきり破損の結果、堰外並行しており、
0:29:25	例えば、
0:29:26	例えばこの設備になっておりまして、
0:29:29	今回決定の設計変更。
0:29:33	目で検定比が変わっております。
0:29:37	以上です。
0:29:42	規制庁ヨシムラですと今の御説明でまああの、

0:29:47	波及的影響評価が通常の設計と降伏点で来降伏点書かせて
0:29:55	規模で単点使う低圧SIから水流に変えても別に
0:30:00	考え方としてはいいので、その辺は
0:30:04	記載していただきたいと思います。考え方については追加して記載しておいて
0:30:17	いただきたいのとそれから今据付ボルト等の件なのかおそらく据付ボルトは、 引抜力が限界になってるのでどっちみちこれはカワハラ許容値は変わらない はずなんですよねそうすると
0:30:25	おそらく設計そのものを変え前と補強しないと多分もたないんじゃないかって のは私のほうを持ってましたので、多分これ設計書いたのかなという感じは気 が付きました。
0:30:41	補正の中で気が付いて
0:30:43	追加したのは別に結構なんですけれどもそれわかるように、今回し過ぎされ赤くなっ てませんので、
0:30:50	書いたところわかるようにしていただきたいと思います。それとこれはほかにいい いわないんですかねこういったところは、
0:30:58	これだけということによろしいんでしょうか。
0:31:03	三菱原子燃料のウチダです。他に、今回の波及的な発想ですね確認した結 果、閉合したものはスクラップ仮焼炉の第これと並びになってるんですね、そ れともう一つが、
0:31:21	ペレット配列器ですね。これについては設計変更しております。ペレット配列器 に関しましてはちょっと検定比のほうですね、こちらの計算結果の設計変更後 の計算結果を減算入ってない状態になりますので、ページを開けなければこ れは変更させていただきます。
0:31:41	あと変更箇所の仕切りについてなんですけども、タイトルで赤字にしておいまし てこのウチダドドがどこかが今並行しているというような並行の示し方をさせて いただいているんですけども、ちょっとわかりづらいいいと思いますので変更箇 所ですね、圧迫するようにいたします。以上です。
0:32:07	規制庁の吉村です。ちょっとこれだけ表があるとその1個1個チェックするわ けにはいかないので、変更箇所は赤く記載していただいて、変更理由につい ても、
0:32:18	後日あわせて説明をして書面で結構ですので、お願いします。
0:32:33	変更箇所は、
0:32:57	規制庁の吉村です。では波及的影響評価に関するもの以外が
0:33:06	それから、
0:33:12	2点ですね、2点ほどを追加で確認させていただきます。

0:33:19	1点目はですね、
0:33:22	ロータリーキルンに関してですね、これも計算結果
0:33:28	のページで言いますと5686ページにロータリーキルンの
0:33:34	据付ボルトの評価結果を今回追加していただき
0:33:41	た形になっています。
0:33:44	これも前回からの変更点ですが、
0:33:49	あわせてロータリーキルンに関する構造の説明は別途資料を今回追加して
0:33:58	いただいておりますが、
0:34:03	その中でこの据えつけボルトの
0:34:06	評価部位がですね、
0:34:12	別途説明いただいている資料から言いますと、おそらく
0:34:28	支持部のローラーの基礎もしくはストッパーのどちらかかかかっていうふうにも
0:34:31	う思われるんですがちょっと部位がわかりませんのでわかれば教えて説明し
0:34:38	ていただき、ここで説明していただきたいのと、
0:34:49	それから
0:34:56	あともう1点ですね、ロータリーキルン云々の部材も評価されてますが、
0:35:03	ロータリーキルンについてはおそらく今後、この種評価では、本体の部分と据
0:35:10	付部それぞれ評価されていると。
0:35:17	思われますので例えば部材の評価もどちらの評価結果側のかもわかりません
0:35:24	ので、できればロータリーキルンについては本体と支持部が別々に評価して
0:35:31	いるのであればそれぞれについて記載をいただければと思います。
0:35:38	それが1点目です。もう1点はですね、
0:35:45	これちょっとモデルの
0:35:52	評価フローの話なんです、このページの10005672ページに、
0:36:00	建設設の3-1図にモデルの選択フローっていうのがついてますが、その中で
0:36:07	最終的にシェルモデルで評価すべきものはシェルモデル、
0:36:14	で評価するという記載がありますが、ちょっと具体的に今回計算書を添付して
0:36:21	いただけてませんので、どの機器がこのシェルモデルでの評価対象になった
0:36:28	のか。
0:36:35	いただいている資料ではちょっとわかりませんので、具体的に評価対象になった
0:36:42	機器について明記をお願いしたいと思います。これについては御書面で回答
0:36:49	していただければ結構です。
0:36:56	MNF内田です。承知しました。後日書面で回答させていただきます。
0:37:03	原子力規制庁ナガイです。引き続きまして、建物関係の実施、耐震ですね地
0:37:10	震関係について、

0:36:39	5点ほど伝えさせていただきます。
0:36:44	まず1点目ですけれども、
0:36:46	これちょっと幾つかあるんですけど耐震に関する核設計番号これ6.1の件。
0:36:55	というのはありますけれどもは設計仕様が重複していて、設計部門のちょっと区別が難しい。
0:37:06	状況になってますんで、これは絶対ということではありませんが、設計仕様が明確に区別することができるようにですね、記載を工夫していただければと思います。もうすでに何回か使っているようであれば、必ずしもそういうことではありませんが、
0:37:24	ちょっとご検討いただければと思います。
0:37:27	それから、4722ページ目の6.1の建6それから提示条件などの記載は建物に設置する緊急対策設備、それから非常用設備
0:37:41	そのものとのそれから建物との取引建物の取付部ですね、どの取付部の損傷防止に関する記載という理解でよろしいでしょうかという確認ですので、
0:37:57	取り付け部分も含む場合はですね、添付説明書の基本方針書でですね、取り付け方法に関する記載がされて今見て記載されているか確認してください。
0:38:14	記載されていることを確認してください。それから4270、4722ページ、同じですね、6.1件、
0:38:25	6それから、6.1への建10ですねはともに建物に設置する研究対策設備の地震による損傷防止の評価結果に関する記載、となっていますが、ちょっと違うようですね。
0:38:42	説明してくださいで6.1の建10にシリンダ洗浄棟、大気配第1廃棄物処理場第2廃棄物処理場に設置する第1類の緊急対策設備の設置に関する記載が、
0:38:58	ございませんので、シリンダ洗浄棟の仕様表には、6.1建10の記載そのものがないんですけども、確認してください。
0:39:09	それから、建物地下ピットですね、それから遮へい併記等については、
0:39:14	許容限界がどの文献に準じて設定されているのかですね、記載がないので追加するようにしてください。
0:39:23	以上の点については後日書面で回答をするようにしてください。
0:39:31	次の点ですけれども、とですね。
0:39:37	申請書の1161ページ。
0:39:41	これらの仕様表ですけれども、原料貯蔵場の建物内部に自立壁があるんですけど、これが当初申請範囲に入ってなくて、確認していたところを今回補正で、

0:39:57	記載のほうはされたんですけども、まず申請対象になっているかっていう確認をさせてください。自立下部に求められる安全機能をと説明していただけますでしょうか。
0:40:14	この場でお願いします。
0:40:20	三菱原子燃料の中島です、この原料貯蔵所の自立数えについてはもう安全機能は持っていません。ということで申請対象外と考えております。
0:40:36	はい、原子力規制庁ナガイです。そうすると、ただの波及影響については周辺に来下がっていった一類相当で設計するというので記載がされているんですけども、ここももとの設置目的は、
0:40:53	どういうことで設置されているのかと簡単に結構です。説明していただけますでしょうか。
0:41:03	三菱原子燃料寺山です。原料貯蔵所はご覧のシリンダーのちょうど出る場所でございます、開口部になった部分がありますので、そこからの線量ですね、遮へい出来る目的で間仕切りの壁として
0:41:20	設置しているものでございます。
0:41:23	はい、原子力規制庁ナガイです。そうであれば、やっぱ遮へいの機能の
0:41:31	安全機能を持っている壁としてとらえていないんでしょうか。
0:41:43	MNF寺山です。遮へい計算上はここ開口部ですので開口として評価してもですね、問題ないということを確認しております。
0:42:00	はい、原子力規制庁の永井です。いずれにしても安全機能を
0:42:06	期待するとか有していない設備ということで、申請対象とはならないということで理解しましたけれども、波及影響についてはきちんとですね、かなり大きな設備とか、独立した壁が立っておりますので、
0:42:24	きちんと設計して施工する、すでに既設のものですけれども、施工されていることを確認してください。
0:42:33	で、引き続き後3点ほどお伝えします。
0:42:40	そういうことですね、
0:42:44	すみません。これはページで言うと、申請書の143から144ページにかけて6.1の建10の記載がないですね、この理由を説明してください。
0:43:00	耐震重要度分類第一類の設計を有する第1第2廃棄物処理場には記載がされておりますので、確認をお願いします。
0:43:10	次ですけれども、排液収集設備の
0:43:15	(4)の収集ピット集水ピットにのを計算、耐震計算書ですね、の方針書に記載がございませんので、確認してください。被災するようにしてください。
0:43:32	それから、地震のそれから続きですけれども、

0:43:38	5000 飛んで 42 ページの独立遮へい壁の計算書において、1 ポツの設計を荷重の(1)の地震力に耐震重要度分類一類の地震力が、
0:43:55	記載されておりますけれども、
0:43:58	独立遮へい壁の(5)のほうは耐震重要度分類第3類になっておりますが、地震力の記載ですね、のほうも追記するようにしてください。
0:44:13	それから、4721 ページの 6.1 の建 5 です。これに関して独立遮へい壁
0:44:23	等の第二次設計は省略しておりますけれども、
0:44:28	事業許可の方針とそういうないことについては説明をするようにして記載してください。
0:44:36	建物構築物のコメントは以上になりますので、最後の3点については後日書面で回答するようにしてください。
0:44:49	MNFナカジマです。承知しました。
0:45:01	規制庁の吉村です。
0:45:05	廃棄施設の
0:45:07	地震に関する監視して3点ほど。
0:45:11	確認をさせていただきたいと思います。
0:45:14	いずれも回答は後日修正もしくはが書面で回答いただければと思います。
0:45:22	1点目はですねページで言います 4768 ページの 6.1 の説 12 の適合性
0:45:32	確認の記載内容で耐震重要度分類2類の機器の数、
0:45:38	紹介がありますがこんなに廃ガス冷却装置とかコンデンサーといったものが入らないのか、一応確認をしていただきたいと思います。それから2点目ですが、
0:45:50	これって、やっぱり保守基本設計方針書の 5740 ページに、
0:45:56	ダクトの基本方針として、これ配管と一緒になんですが、
0:46:01	いわゆる標準支持間隔法に基づく設計が困難な場合には個別に解析を行うという記載がありますが、
0:46:09	これ具体的に回答があれば配管と同様にですね、該当箇所がどこなのか、記載をお願いしたいと思います。
0:46:17	それから3点目ですが、これは
0:46:21	廃棄物の貯蔵エリアのお話ですが、これ
0:46:30	ちょっとこれ篩別、ちょっと前載せ資料の前の申請でのページにちょっとなっちゃいますが、御説明ですと 1503 ページに該当する部分ですが、6.1 の建の 9 という。
0:46:43	ところに記載があります。この場合
0:46:46	これはあの設計基準として扱ってるのか、それともいわゆる

0:46:51	その他の設計方針として扱ってるのか。
0:46:56	について確認をお願いしたいと思います。それから
0:47:02	一応
0:47:06	ドラム缶と角型容器については、耐震重要度分類 3 類の地震力に耐える固縛を
0:47:13	を行うことという説明が記載されてますが、
0:47:18	これは具体的にどういう評価をされたされるのか。
0:47:24	基本方針だけでも結構ですので、いわゆるドラム缶の転倒防止、落下防止のときの固縛の健全性の確認の考え方について、基本方針書に
0:47:38	追記をお願いしたいと思います。以上 3 点です。
0:47:56	以上の書面で回答していただければと思います。
0:48:01	これ、
0:48:02	MNF 寺山です。後日書面で回答させていただきます。
0:48:14	原子力規制庁ナガイです。引き続きまして閉じ込めの観点で、事実確認させていただきますんで、ここは 1 点ですね、私の方からこのコメントはですね、前回面談 12 月 25 日の面談会等の
0:48:34	2820 番の
0:48:37	関連になるんですが、ロータリーキルンの排気とそれから水封の液体について、廃棄物として整理しておりますけれども、ですね、許可整合性の説明が
0:48:54	ありませんので、仕様表の補正後の資料の 264 ページにおいても液体状のウランの記載が残っておりますので、再度ですね、整理が必要と考えられますので、
0:49:11	確認をしてください。その上で、確認して整理するようにしてください。その上で、開口部のあるダストチャンバーについてですね。
0:49:26	扱う気体はダストチャンバを経由するという違いはあるんですけども、他の開口部を有するフードボックスと類似の設備でありますので、それらと同様の設計、
0:49:42	具体的には面速であるとか、負圧維持などにより、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計であることを説明してください。
0:49:55	以上の点については後日書面で回答をお願いします。
0:50:04	MNF ナガトシです。承知しました。
0:50:25	はい。規制庁アリタです。私のほうから 2 点はてまず一つ目。
0:50:31	設計番号 10.1 設 23 やつで、ウラン補修用フィルター（繊維フィルタ）の設置っていうやつについての事実確認です。



0:50:45	設備としてはこの 350 ページにあるろ過器(1)ってやつで、これを見ると、この設備については需要のうちの設 23 が書いていません。他方で 2803 ページにあるろ過機(1)図、
0:51:01	設備図面、図 1 設 73 ですが、これを見ると、繊維フィルタって書いてて米印で廃液に含まれるウランの除去っていうのがあってこれちょっと施設
0:51:15	仕様表と図面で記載にそこがあるように思われるんですかこれについての整理を教えてくださいませんか。
0:51:29	MNFナガトシです、
0:51:31	こちらのろ過器ウラン回収設備の評価機器ですね、こちらについてはですね 10.1 の設 20 番ですね、これは仕様表が出てございます。図面がですね、
0:51:49	だから細かいデータについてのその裏付けかつ注釈ですね、はちょっと不要でしたので、これを削除にしたいと考えてございます。
0:51:59	以上です。
0:52:01	規制庁有田です。ただいまの説明分までちょっとそれ確認したいんですが、系統図とか改めて見直してみたんですけどもまず事実関係として、
0:52:14	繊維フィルターをついてるってことでいいんですよね
0:52:20	はい、MNFナガトシです、ついています
0:52:31	有田です。ついているということでただ機能としてみると溶解槽から沈殿槽に御途中の配管に入れるやつで、基本的にはウラン溶液を問うていくもので、このフィル等でも当然その溶液中にあるグラフが取れるわけがないので、そういった意味で閉じ込み機能を持ってない、そういうフィルターまで上流側の取りこぼしの粉末とか、
0:52:50	ごみとかとるものであるということなので閉じ込め機能のフィルターだということでもいいですよ。
0:52:57	MNFナガトシです。認識の通りです。
0:53:02	はい。規制庁アリタです。承知いたしましたので。
0:53:06	二つ目ですが、これは書面で回答していただければ結構です。設計番号で言うと 10 - 1 の説 31。局所排気系統からつないで設備内を負圧にするという設計なんですけど。
0:53:20	これについての説明は剛性を 1865 ページからありまして、
0:53:27	ここ見ると何か幾つか乾燥機とか小型乾燥切っても乾燥切るですかね、そういうのがあって、
0:53:35	何か大抵のやつにこの説 31 の設計はついているんですが、105 の許可番号 174 の乾燥機だけでもそれがなくて、これは何かそういう設計上、これをにはつけないという理由があるのかを軽度化を

0:53:52	後日書面で回答してください。
0:54:00	MNFクサマス。後日書面で回答させていただきます。
0:54:15	はい規制庁タナベでございます。続きまして閉じ込めについて設備一つお伺いしたいと思います。
0:54:22	申請書のうち 5535 ページ、すいません今の 5535 ページは一つ前の補正申請のものでして、新しいものだとして 5938 ページのものについてでございます。
0:54:37	この今からお伝えする内容は、最初にナガイの方からお伝えしたこと結構重複するところがあるので回答についてもですね書面であわせて以降回答していただければなと思ってございます。
0:54:49	10.1-設 4 の っていう所、閉じ込めですね、BDDBAを想定した閉止弁の記載設置を記載してございます。BDDBAについてのですね、は許可上において想定しているこの記載の箇所についてと、もうちょっとどこに書いてあるかっていうところと内容の御説明をお願いしたいというところでございます。
0:55:11	併せてですね、ここで私が今確認しているUO2F2貯槽であったりとかの液系についてでございますが、BDDBAにおける体制ですね。
0:55:27	この閉止弁をどういうふうにですね閉じていくのかって言うところまずそういった作業体制についても御説明をお願いいたします。
0:55:36	あわせてこちら辺の廃棄の系統ってこうエアフィルターがですねついていたりしますが例えばBDDBAを意識して例えば後段がHF対応になってるのかどうかですねちょっとそういった点もちょっと不明なところございますので回せて書面で回答していただければなと思いますのでよろしくお願ひ。
0:55:56	いたしますタナベからは以上にです。
0:56:05	MNFのクサマでございます。ご意見をいただいているという点につきましては後日書面で回答させていただきます。
0:56:19	はい。規制庁ナガイです。引き続きまして建物の閉じ込めについて私のほうから 1 点ですね、お伝えします。これは
0:56:33	設計番号で言うと 10.1 の建 6 ですねこれシリンダ洗浄塔の内部の床になりますけれども、とか壁の塗料の仕上げ範囲ですね、については、人が触れる恐れがある範囲ということになりますけれども、
0:56:52	同程度の高さなのか説明をするようにしてください。それから、10.1 建 5 のシリンダ洗浄塔の内部溢水止水用の堰。
0:57:06	で、液体状の核燃料物質等を取り扱う設備からの漏えいの拡大を
0:57:14	防止する設計についてですね。
0:57:17	について認可を申請する場合ですね、設備の周辺部に設ける堰等、それから施設外に通ずる出入口の周辺部に設ける堰について、1 構造共同

0:57:34	を記載してそれぞれの堰の設計上の漏えい減とか漏洩量特定してこれらの堰で漏えいの拡大を防止することができる設計であることを添付説明書に記載して、
0:57:49	説明するようにしてください。
0:57:52	建物の設計の閉じ込めとしては、私からは以上になります。これについて後日書面で回答をお願いします。
0:58:06	三菱原子燃料の中島です、後日回答させていただきますと、それから設備の周辺部に設ける堰、これらは今回の申請範囲ではなくて7次申請でございますのでその辺別途回答させていただきたいと思います。以上です。
0:58:25	はい、原子力規制庁ナガイです。説明をする際には、技術基準の要求事項であるかとか、それから許可の要件も踏まえての適合性を確認できるような記載にするようにしてください。
0:58:52	MNF中島です。承知いたしました。
0:58:59	はい、規制庁の上原です。続きましてですね、閉じ込めの建屋の2番としましてですね。
0:59:07	シリンダー洗浄塔の隣の隣ですかね。
0:59:11	第1廃棄物処理場、これが4797ページ、下段ですけども、その非管理区域との境界を剥がさしてる表現がありますけれども、
0:59:23	溢水源はなんでしょうかと。
0:59:26	ということで、明確にさせていただきたいんですが、例えば図イ建の1-4の管理区域の図面ですかね、こういったことでわかるようにさせていただきたいというのが1点。
0:59:38	それから、
0:59:39	1579ページの
0:59:42	10.1建5。
0:59:45	非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えい防止と、
0:59:50	いう表現と大分混同してるんですけども、閉じ込め機能の技術基準対応として整理するのは適切なのかと。
1:00:04	ということでちょっと溢水等、うまく整理していただきたいなと思います。閉じ込めの場合は放射性廃液が外に出ていかないということだと思いますので、
1:00:17	それからもう1点はですね、前回のコメントしてございますが、第2廃棄物処理場の席。
1:00:24	これらの事業許可と整合させるために、耐震重要度分類を一類として明確にさせていただきたいと思います。ほかの件は大分区画とかですね、反映いただいたんですけど。

1:00:37	この辺のどうでしょうか。
1:00:42	三菱原子燃料ナカジマです。第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所等いずれも堰は事業許可の耐震重要度分類と同じ第1 類と記載するようにしたいと考えております。
1:01:03	はい、そういうことであれば、よろしく願いいたします。以上です。
1:01:20	原子力規制庁の永井です。引き続きまして臨界の観点で三つほどお伝えします。
1:01:32	まず申請書の3448 ページの図へ範囲の6。
1:01:41	ですね、これのピットの感覚ですがけれどもますと
1:01:47	ここにこれ後程マスキングしますけれど [REDACTED] を、それからと記載がある点とそれから2340 ページ図閉店1 - 15 の、これはシリンダピットの詳細図の
1:02:04	ピット間隔が [REDACTED] が一致しておりませんで、シリンダピット上部の開口部をこれ貯蔵庫貯蔵穴ですね、に求められるすべての安全機能、臨界防止であるとか、
1:02:22	シリンダーの支持性能の等々ですねのそれから等を明確にすることとそれから設計荷重を明確にした上で求められる安全機能を維持することが、
1:02:38	できる設計であることを説明をしてください。
1:02:43	それから二つ目になりますけれども1388 ページの表へ設 - 60 です、次回以降申請にて
1:02:55	適合確認する範囲については、次回以降の申請時に刈り取り状況を対比して管理することができるようにですね、今回の申請においてもですね、建物の集票ごとに
1:03:12	分けて記載すると検討をしてください。
1:03:16	それから三つ目ですけれども、141 ページの、これは洗浄室の床の
1:03:26	厚さですね、向こうが
1:03:29	[REDACTED] と、これは4679 ページに記載されておりますけれども、これは [REDACTED] 以上となっておりますので、
1:03:44	確認の上でてる。
1:03:48	修正のほうするようにしてください。
1:03:52	修正すればいいということではないんですけど、まずは確認するようにしてください。以上3 点については後日書面で回答するようにしてください。
1:04:02	ただいまの三つの点で、あの厚さを
1:04:06	確認した点はマスキングになりますのでよろしくお願いいたします。
1:04:18	はい。
1:04:19	MNF中村です。拝承いたしました後日書面で回答いたします。

1:04:32	はい。原子力規制庁ナガイです。引き続きましてええと外部衝撃に関して1点ですね、事実確認事項です。
1:04:43	で、これは
1:04:46	前回、回答のですね、事実確認事項の
1:04:52	2791番と92番ですね、これはあの申請書ですと、2000飛んで87ページ。
1:05:02	頭にあるんですが、一般高圧ガス保安規則の機能を
1:05:09	技術基準ですね。
1:05:11	機能基準に定められた。
1:05:13	厚さ、それから高さを
1:05:16	有することで、技術基準に基づき想定される外部火災であるとか爆発に耐えることを説明をするようにしてくださいで火災爆発評価を実施し、
1:05:31	確認しているということで理解してよろしいでしょうかこの辺ちょっと説明のほうをお願いします。
1:05:42	三菱原子燃料の中ではですね、この特別遮へい平気いいに対するコメントですけれども、遮へい気は一般高圧ガス保安規則当社では使えます。外部火災に評価しております。
1:05:57	合併については500gal保安法に基づくがでございます。これらについては一般高圧ガス保安規則の基準にを満足するということでバックアップに耐えられる、設計とするということで、
1:06:16	これらの機能を満足してます。具体的には鉄筋の際にですとか鉄筋の間隔、それから壁になった壁なったらこれ車両京大ますので、バックアップ異常にあるとしております。これらの設計によって爆発に耐える構造設計であるということを確認しております。
1:06:34	それからかたいにつきましては、ドド内部火災影響評価の方針書に鉄筋コンクリート製の大きな反省の鉄筋コンクリートの耐火時間を記載してございますが、あと■■■■以上のコンクリートの耐火時間は3時間以上と。
1:06:52	いうことを示しており、壁厚はすべて入れて■■■■以上でございますので、3時間以上の耐火性能を有しており、遮へい性も外部火災において遮へいもなお確保できるということを確認しております。以上で、
1:07:12	はい、原子力規制庁ナガイです。今ご説明のあったなような内容ですねいわゆる技術基準の適合性であることから許可の基本方針に沿って設計しているという点については、
1:07:27	申請書の添付の基本方針書のほうにですね、記載をするようにしてください。
1:07:42	三菱原子燃料の中島です。長期出しますと、期待できるようにいたします。

1:08:07	はい、原子力規制庁ナガイです。それでここからはですね、本日の面談資料を一部確認の中でもしましたけれども、
1:08:18	んですね、本日の面談資料の12月の25日の面談の回答いただいている資料1から3とですね、それからもう一つ資料4ということで、
1:08:36	これまでの面談のですねコメントに対する対応状況をよく実施性の回答出番連番でいくとそちらの番号ですと2565万からずっと回答をいただいておりますので、これは我々のほうでも、
1:08:54	順に見ているんですけども、
1:08:58	いくつかですね、やっぱりもう少しきちんと記載していただきたいという点がありましたので、三つほどお伝えします。最初に2823
1:09:14	これ資料4番ですね、第2回補正申請書への反映記載箇所ということで反映をしているところがあるんですけど、2823番と2824番。
1:09:31	これについては、もともと等、
1:09:36	ですね添付の説明書の内容が申請しようとしているものと違ってまいりましたので、これについては皆さんのほうで確認して道は右側の第2回申請書の記載箇所記載されております。
1:09:53	ただそこしかの回答してないんですけども、これは幾つかですね、特に閉じ込めの設計は数が沢山ありますので、今現状の二次補正でですね、認可を受けようとする。これ閉じ込めの
1:10:11	設計要求に対して、漏れがなく、また添付説明書において整合がとれた、
1:10:20	説明がなされていることを再確認して確認結果については、
1:10:27	ですね、次回面談で説明をするようにしてください特に設計仕様の追加修正であるとか、添付説明書との整合等が大川ですね、よく確認するようにしてください。
1:10:47	それから2点目ですけども、2827
1:11:07	一番右側の第2回補正申請の記載箇所のところですね、添付説明書設10-6083ページで
1:11:20	記載を修正してるということで書いてあるんですけども、確認していくと、
1:11:28	記載が見当たらずここには見当たらずですね、
1:11:34	回答その左側のコメント回答欄の最後のところは、添付説明資料で補足するようにしますという回答いただいておりますんですけども、それが見当たりませんで、特に非常時に作動する排風機の
1:11:50	選定の考え方をですね、どこに記載したのかということは、この資料の中で明確にしてください。
1:12:02	それから閉じ込めの

1:12:05	観点でもう1点ですね。
1:12:08	同じく、今の点については、
1:12:11	水平展開といいますか、この資料本日のこの4番目の資料ですね。
1:12:20	第2回補正申請書の記載箇所。
1:12:25	に漏れがなく正確に記載されているか、きちんと確認をして
1:12:34	とこの右側の欄、特に第2回補正で刈り取っているといいますかコメント対応して反映した箇所については、
1:12:44	漏れがなく、
1:12:46	記載されて正しく記載されているかっていうのは、もう一度よく確認してですね、次回の面談でもう一度この資料出していただいて、追加箇所等あればですね。
1:12:59	一式反映するようにしてください。我々のほうでも順次見ているんですけども、
1:13:06	量が膨大ですね、特にこれまでの面談で水平展開をしているところについてはよく確認してくださいということでお伝えしているところであるんですけども、どこを直したのかっていうのは、
1:13:23	資料が手がかりという回答をうちでとして、確認しておりますので、間違えないように記載されているかという点についてはもう一度確認をするようにしてください。
1:13:37	一応とりあえず使えとこの資料に関するコメントは以上ですけども、次回の面談で再提出のほうをお願いします。
1:14:26	三菱原子燃料のテラヤマです。ただいまの御指摘を踏まえまして、再確認しますが、改めて資料出し値上げをしております。よろしくお願いいいたします。
1:14:42	はい、原子力規制庁ナガイです。引き続きまして、今回ちょっと新たにといいますか、工事の計画についての事実確認になります一方で、これは申請で所の補正のですね。
1:15:01	122ページの附属建物のシリンダ洗浄塔の4.1.1(1)cの手順にですね、の記載に床を掘削ですかね。
1:15:16	した箇所の補強工事を
1:15:21	という記載があるんですけども、今回の工事内容を見るというかを振替仕様な工事が計画されていないようなんですが、何のために、どこを
1:15:34	掘削するのかですねという点が不明になっていますので、仕様表の記載内容の記載内容に記載しているかという。
1:15:46	でも、含めてですね変更内容に記載しているかという確認も含むをするようにしてください。それから特に液体状の核燃料物質を貯蔵している工事の建物、

1:16:02	工事において、液体状の核燃料物質の閉じ込めであるとか、漏えい防止の計画についても、この工事をする場合には説明をするようにしてください以上については確認の上ですね、時書面で回答するようにしてください。
1:16:25	三菱原子燃料の玉内ですね、今のいただいたコメントに関しましては、後日書面にて回答いただきたいと思いますね。
1:16:36	はい、原子力規制庁ナガイです。同様の記載が他の建物にも見受けられますので、併せて確認をするようにしてください。
1:16:51	三菱原子燃料タマノイです、今のコメント拝承いたしました。よろしくお願いいたします。
1:17:00	はい、原子力規制庁ナガイです。引き続きましてですけれども、こっから3点ですね、今回申請のあった工場等の
1:17:13	転換工場の工事について3点ですね、お伝えします。
1:17:23	1点目なんですけれども、
1:17:26	今回の向上と転換工場の使用表 158 ページの臨界防止の設計仕様のところのですね、複数ユニットというか臨界領域の仕様が書いてあるところで、第3核燃料倉庫の
1:17:45	(1)(2)の領域について、今回申請範囲に含めるような記載もあるんですけども、次回以降申請予定であるのであれば、その旨を記載するようにしてください。
1:18:01	して、これは申請範囲を明確にするという観点で
1:18:07	記載するようにお願いします。
1:18:09	それから、外部衝撃のところですけども、これは 170 ページのその他事業許可で求める資料のですね、
1:18:24	99 の建2
1:18:27	の資料がついてまして、工場と転換加工所 3 階床の終局耐力体力が体面積当たりの竜巻荷重を上回ることを追加申請している点についてですね。
1:18:43	これあの評価のほうはされていることを確認しておりますけれども、これは許可で
1:18:50	求めた仕様であるということを説明するようにしてください。それから当該評価はですね。
1:18:57	について、新たに今回、
1:19:01	仕様表に追加されてですね、認可申請をすると、工事を伴わないような記載になってますけど、評価する事項であるということが



1:19:16	明確になっていませんので、突然今回仕様表に記載されているので本文中に ですね記載するようにしてください。その上で、いわゆる新規制基準の適合確 認する。
1:19:32	場合の工事の計画であるとか、検査、
1:19:36	ですね、等必要な事項についても記載されているかですね再確認してくださ い。特に新規制基準への適合確認については、工事のフローであるとか、検 査項目
1:19:51	のほうにも反映されているかと言ったような確認するようにしてください。
1:19:58	それからもう1点ですね、これは竜巻
1:20:03	に関するものなんですけれども、
1:20:07	外部衝撃竜巻ですね。
1:20:11	これは 2299 ページの図意見の 3 - 1 - 2 で竜巻防護ラインの図があるんです が、ちょっとどこを変更したのかとわかりにくい状況でしたので、変更内容につ いては、
1:20:28	後日ですね、書面で確認する説明するようにしてください。以上 3 点ですね、 後日書面で回答をお願いします。
1:20:40	ここ。
1:20:41	三菱原子燃料の中島です、承知いたしました後日回答させていただきます。
1:21:05	はい、原子力規制庁ナガイです。本日予定した案件は以上になりますけれど も、これまでの
1:21:15	お伝えした内容全体通して何かの確認等ありましたらお願いします。
1:21:33	三菱原子燃料の寺山です。こちらからは特にございません。
1:21:40	はい、それでは原子力規制庁ナガイです。最後に面談の最後にですね本日は 面談最後に今日も
1:21:52	これまでのコメント対応してですね、全たいいの確認されて補正申請が出され ていたっていますけれども、ちょっと全体としてですね、今回管理総括者の、ち よっと皆さんに
1:22:10	今お伝えしたい点があるんですけども、よろしいでしょうか。
1:22:16	富永でございます。よろしく申し上げます。
1:22:21	原子力規制庁の永井です。昨年 12 月までですね、第一次補正をずっと確 認してコメント多くのコメントしてきまして短期間で補正申請を出されたというこ とで、多くの
1:22:38	対応していただいていると思っておりますけれども、幾つかやっぱりですね、特に本 日の面談で申請書の仕様表とか図面が添付説明書の欠落とかですねまだ確 認されておりますので、

1:22:55	我々のほうでも引き続き、
1:22:58	申請書のほうを見ておりますが、まず申請者として使用表とか図面等のもう欠落がないかということについては、事業者の方として、
1:23:13	確認をするようにしてください。欠落があるような場合ですね本日指摘した図面の欠落もそうですけれども、それ以外についても確認した結果はですね。
1:23:26	具体的に説明し、次回の面談で説明をしてください。それから添付がある場合についても、その仕様表の記載誤りとかですね、ないかどうか、もう一度確認してください。
1:23:46	三菱原子燃料の富永でございます。
1:23:49	本日いただきましたコメントの中にもですね、今ご指摘いただきましたとおり誤記というようなものもございまして、当社としても、
1:24:03	管理レベルを上げていただけどもまだまだ足りないところがあるということで、
1:24:09	本日いただきました指摘を受けましてですね、さらに品質を高める努力したいと思っております。
1:24:16	確認の結果は次回面談でいうことでまた御報告いただきたいと思います。
1:24:24	よろしくお願いいたします。
1:24:25	はい、原子力規制庁ナガイです。特に使用表について、本日アリタの方からもお伝えしたと思えますけど、記載している箇所が図面番号とそれからその他許可で求める仕様の記載箇所が違うとか単純な
1:24:40	ミスも多いんですけども、数が多いので、何ヶ所かあるというのはやむを得ない部分あるかもしれませんけれども、はいり費の補足といいますかねまずは作成する側で、
1:24:55	数をきちんと潰していった動き誤りがないこととしていただいた上で、社内の管理体制に基づいてチェックして漏れがないということの確認を確実にしてください。
1:25:10	それから次回ですね我々のほうでも今確認してますけど、特に機能性能に係る
1:25:21	設計についてですね。今確認しているところですけども、皆さんの方でももう一度その求められる安全機能に応じてですね、位置構造強度が記載されているかということそれから特にインターロック図については、
1:25:36	検出端から制御盤までの記載があるかということ、それから、機能性能に係る事項については、得に設定値すね 以上であるとか丸々以上まあいいかというような認可を受ける。
1:25:53	記載については、許可の制限値であるとか、
1:25:58	最高使用圧力温度等の設計条件を踏まえた記載となっているかということについても、皆さんの方でも確認を進めておいてください。

1:26:09	で、特にですね、
1:26:13	今我々ので見えますけれども、気体廃棄設備の系統についてですね、このようにですね、については今回、外部電源喪失時とかですね設計基準事故の発生時に、
1:26:32	安全機能が求められるものについては複数の機器が動作するような設備系統構成になっております。これについてはですね。
1:26:47	許可を踏まえた設計の考え方に沿って動作して、それから所定の性能を、これは動作時間が求められているもの、それから、
1:27:02	核燃料物質であるウランであるとか、核物質のHFの状況という
1:27:10	ような設計が許可を踏まえたものと
1:27:16	なっているかどうかよく確認しておいてくださいということです。これについて、出雲市が事実確認、コメント等あれば、次回の面談で我々のほうからもお伝えしますが、皆さんの方ももう一度ですね。
1:27:33	添付説明書で設定値の考え方と書いていただいているんですけど、そういうものも踏まえ含めてよく確認するようにしてください。
1:27:49	私のほうからお伝えすればいいですか。
1:27:53	それから三菱原子の富永でございます。ただいま御指摘踏まえまして、社内で検討の上対応したいと思います。
1:28:04	はい、原子力規制庁の永井です。以上になりますので、次回面談で回答のほうをお願いします。以上です。
1:28:23	はい。規制庁アリタです。こちらの指摘は本日をこれで以上になります。
1:28:29	いや三つ、MNFのほうからも特に追加コメントないようであれば終了したいと思います。よろしいでしょうか。
1:28:39	三菱原子燃料テラヤマです。こちらからは特にございません。承知いたしました。それではこれで面談終了しますありがとうございます。